

# 「医療機関向けガイドライン」の運用変更等について (3月13日からのマスク着用の考え方を見直し含む)

第38回 都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）

- 厚労省医政局を通じて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長からの標題の依頼が、日本医師会宛にあった。※全業種に対する依頼として
- 「マスク着用の考え方の見直しの適用日（3月13日）までに、業種別ガイドラインの見直し及び現場や利用者への周知を促進するようお願いします」

→ **医師会（医療機関）を含む全業種に対して、ガイドライン変更の依頼・・・3/13以降のマスク着用の考え方を反映すること**

**（近日・日医よりガイドラインについてマスク運用部分だけ読み替えていただくよう通知予定）**

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる

→ 類型変更後の **5月8日以降、全業種において業種別ガイドラインの運用は廃止になる。**

**※医療機関においては、引き続き感染防止対策を継続し、感染症対応能力の向上を図る。**

- **「みんなで安心マーク」は、3/13日以降の新規発行は終了予定。**

3月12日以前  
（現在の運用）

・「マスク着用の考え方」を3/13から利用いただくよう都道府県医師会宛に事前アナウンスの予定（調整中）

3月13日～  
（「マスク着用の考え方」適用）

・「マスク着用の考え方」に基づき各医療機関で対応いただく  
・「みんなで安心マーク」の新規発行終了

5月8日～  
（類型変更後：2類相当から5類へ）

・ガイドラインの運用は一旦廃止（全業種）  
自主的な感染対策の継続

(参考) 令和5年2月10日 厚労省事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」  
令和5年2月13日付日医発第2141号(健II)にて都道府県医師会通知済み

事務連絡  
令和5年2月10日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方の見直し等について  
(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(令和4年5月20日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡)に基づく対応をお願いしてきましたが、令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、(中略)着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされていました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床利用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いています。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

# (参考) 3月13日以降のマスク着用の考え方について (通知のポイント)

令和5年2月13日付日医発第2141号 (健II) より

- ・ 個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること
- ・ 特に医療機関におけるマスク着用の取扱いについては、以下のとおり

## (一般の方) マスク着用が推奨されている (着用が効果的な場面)

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時 (当面の取扱)  
概ね全員の着席が可能であるものを除く (新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)。



## (医療機関や高齢者施設等の従事者) 勤務中のマスク着用を推奨

勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関の管理者が適宜判断。

(例：周囲に人がいない場面や、患者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される)



## (症状がある場合等の対応) 外出を控えること・人混みは避けること・マスクを着用すること。

- ・ 症状がある者
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者
  - ・ 同居家族に陽性者がいる者
- 周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には人混みは避け、マスクを着用すること。

